

## 要介護認定等関係情報提供申出書・ファックス申出

(あて先)宇都宮市長

(※ファックスによる申出の場合はファックス申出を○で囲んでからファックスし、後日受領時に原本を必ず持参してください。)

対象者と介護サービス計画等を作成するにあたり契約を締結しておりますので申し出ます。

		申出年月日	令和 年 月 日
申 出 者	フリガナ		
	氏 名 (本人自署のみ)		
	資 格	1 介護支援専門員 登録番号・第 号	
		2 上記以外の場合は資格名称	
	事業所名 所在地 連絡先		
使用者選任した場合 使用者の氏名 (同事業所の職員に限る)	私は、要介護認定等関係情報提供の申出について、私が勤務する事業所の次の職員を使用者として選任します。		
提 供 方 法	1 閲覧 ・ 2 写しの交付(認定年月日:平・令 年 月 日)		
提 供 内 容 (提供を希望する番号に○をつけてください。)	1 認定情報(基本調査・一次/二次判定結果) 2 特記事項(概況調査・特記事項) 3 主治医意見書		
対 象 者	被保険者番号	.....	生 年 月 日
	氏 名		明・大・昭 年 月 日
	住 所	宇都宮市	

### ※保険者通知欄

申出者 様

提供内容は申出のとおりとしますが、主治医意見書につきましては、介護サービス計画作成について医師が同意しない場合は、下記保険者処理欄の、同意なしにチェックをします。その場合は主治医意見書は提供しません。写しの交付の場合は、片面を1枚として算定して1枚10円の金額がかかります。

宇都宮市長

### ※保険者処理欄

受付者	担当者	提供枚数	主治医意見書の介護サービス計画作成について
			<input type="checkbox"/> 同意なし

## 遵守事項

- 1 私は、提供を受けた要介護認定等関係情報を本人の居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成(サービス担当者会議への提示を含む。)以外に使用しません。
- 2 私は、私が開催するサービス担当者会議に出席した介護サービスの担当者が提供を受けた要介護認定等関係情報を他のものに知らせ、又は提供しないよう必要な措置を講じます。(会議に使用した文書も必ず回収します。)
- 3 私は、文書による宇都宮市の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定等関係情報を本人及び本人以外の者に知らせ、又は提供しません。
- 4 私は、提供を受けた要介護認定等関係情報を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、紛失又は破損をした場合は直ちに宇都宮市に連絡し、その指示に従います。
- 5 私は、本人との契約関係が終了した場合その他提供を受けた要介護認定等関係情報を所持する必要がなくなったときは、速やかにその情報を適正に廃棄します。
- 6 私は、宇都宮市から要介護認定等関係情報の提示、提出、又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

### (注意)

- 1 上記の遵守事項に違反した場合、今後の情報提供が受けられなくなります。
  - 2 情報提供の申し出ができるのは、次のいずれかの場合に限ります。(FAX対応分は除く)
    - (1) 介護支援専門員等が次に掲げる書類を提示・添付して申し出たとき。
      - ア 本人が介護支援専門員等であることを証する書類
      - イ 運転免許証, 旅券, 又は事業所発行の写真付身分証明書のいずれか
      - ウ 当該被保険者との契約関係を証する写しの添付(被保険者が在宅の場合で居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出済の場合を除く。)
    - (2) 介護支援専門員等と同じ事業所に勤務する職員が、当該介護支援専門員等が自書した申出書に使者選任されて申し出たとき。
  - 3 要介護認定等関係情報の提供(写しの交付・閲覧)を受けられるのは、下記の書類を提示する本人のみに限ります。
    - (1) 本人が介護支援専門員等であることを証する書類
    - (2) 運転免許証, 旅券, 又は事業所発行の写真付身分証明書のいずれか

※ただし、写しの交付については、介護支援専門員等と同じ事業所に勤務する職員が、当該支援専門員等が自書した「受領委任状」を提出するとともに職員の身分証等を提示した場合、交付を受けることができます。
- ※ 要介護認定等関係「情報提供」できるのは、「認定済」のものとなります。必ず確認をして申出をしてください。  
(認定済以外の「要介護認定等関係情報提供申出書」は、受理できません。)